特定建設作業等申請時の注意事項

書類の種類と提出期限

書類名	特定建設作業実施届出書	建設作業実施報告書
略称	届出書	報告書
根拠	騒音（振動）規制法	札幌市建設作業に係る環境配慮の基本方針
提出期限	**７日前**まで（災害時等を除く）	**前日**まで

【**７日前**の考え方】

日数の算出には届出日及び作業開始日は含みません。

右図、「16日」に作業を行う場合に、中７日空けた「８日」が届出書の提出期限です。

※ **工事開始日－８日＝提出期限日**

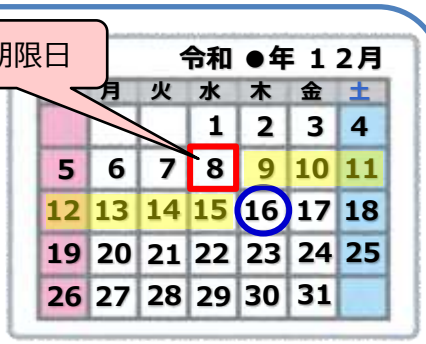

提出方法と提出先

代表者印の押印が不要となりましたので、**スマート申請**、**メール申請が可能**になりました。

札幌市 建設作業 届出

提出方法	持参、メール（郵送）、スマート申請
住所	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目　札幌市役所12階　南側　環境対策課
提出先 連絡先	札幌市環境局環境都市推進部　環境対策課（大気騒音係） 電話：011-211-2882
メールアドレス	kankyo_taisaku@city.sapporo.jp
市ホームページ	札幌市のHP「**建設作業の規制と届け出等**」から、申請ページへのアクセスや様式のダウンロード等をすることができます。 【HPのアクセス方法】 ※左記二次元コードもご利用ください。 方法１　札幌市のトップページから、キーワード検索で「建設作業」と入力して、表示されたページにアクセスする。 方法２　各種検索エンジンで、「札幌市　建設作業」と検索して、表示されたページにアクセスする。

メール提出時の注意事項

届出書、報告書をメールで提出する場合には、次の事項に注意してメールを送信して下さい。

容量（４ＭＢまで）

当課の受信容量は**４ＭＢ**以下です。写真などを圧縮（３ＭＢ程度まで）する、添付書類を何通かに分割するなどしてメールを送信してください。

送信確認

メールが**送信できていない（受信できていない）場合**がありますので、送信後は、当課あて電話で確認をするようお願いします。
また、メール送信後、**３開庁日**を過ぎても**返信がない場合**はご連絡ください。

作業場所の記載

区ごとに担当者が決まっています。円滑な作業を行うために、**メール本文**または**タイトル**に**作業場所の記載**（〇区〇町）をお願いします。

支店長名等での申請

特定建設作業実施届出書の**届出者が法人等である場合**には、**代表者の記載が必要**です。**支店名等で届出をする場合**は、次のいずれかの方法でご記入ください。

委任状を提出

代表者から代理人（支店長等）に**届出の権限を委任する委任状**を提出してください。なお、既に当課あてに委任状を提出していれば再提出は不要ですが、委任状の**内容変更（代表者名等）**があった場合は再提出が必要です。

請書（契約書類）を提出

工事の発注者との契約が届出者名（支店長名など）で行われていることを示す書類（写し可）を提出してください。

本店（本社）名等と併記

届出書の届出者欄に本店住所・代表者名を記載のうえ、空きスペースに**支店等の住所・代表者名を併記**して提出してください。